

紀の川市介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン新旧対照表（平成 10 月 1 日改訂）

新

■第7期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画より■

①高齢化率等の推移

	平成30年度	平成31年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
推計総人口	63,356	62,639	61,870	57,779
推定高齢者	21,177	20,834	20,577	19,226
第1号被保険者	18,714	18,914	19,369	19,896
65～69歳	5,402	5,146	4,866	4,133
70～74歳	4,379	4,707	4,993	4,616
75～79歳	3,495	3,671	3,760	4,064
80～84歳	2,990	2,899	2,868	3,122
85～89歳	2,145	2,125	2,069	2,010
90歳以上	1,905	1,867	1,412	1,511
高齢化率	33.1%	33.8%	33.3%	34.4%
後期高齢化率	15.7%	16.1%	16.3%	19.3%

推定人口は減少傾向、高齢者は増加傾向にあります。10年後には、高齢化率が約34.4%になると推計されています。

②要支援・要介護認定者数の推移

	平成30年度	平成31年度	平成32(2020)年度	平成37(2025)年度
要支援 1	690	666	643	599
要支援 2	883	832	777	649
要介護 1	678	736	786	804
要介護 2	765	790	808	724
要介護 3	767	837	904	1000
要介護 4	626	672	712	824
要介護 5	491	506	527	538
合計	4,900	5,038	5,157	6,138

要支援者は減少し、要介護者が増加傾向にあります。保険給付が増加し、それぞれで負担する保険料が増加しないよう、健康寿命を長く保ち、また、要介護認定を受けても重症化しないような介護予防施策が急務です。  
現在、高齢介護課では体操を活用した地域活動拠点の創設など、市民それぞれでセルフケアができるようなインフォーマルサービスの拡充をしています。介護保険サービス等の公共サービスにおいても介護予防を念頭に置いたサービスの整備が必要です。

■指定の基準■

①指定の基準等

指定の基準は、国が示すサービスの基準を準用します。

サービス種類名	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防通所介護相当サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練
対象者とサービス提供にかかる紀の川市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>認知機能低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者</li> <li>退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要者 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すでにサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>「多様なサービス」の利用が困難なケース</li> <li>生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善や維持が見込まれるケース</li> </ul>
実施方法	※紀の川市としては、状態等を踏まえながら、訪問型（通所型）サービスA・Cの利用を促進していきます。	
サービス提供者	事業所指定	
サービス提供者	訪問介護員（訪問介護事業者）	通所介護事業者の従事者
基準	予防給付の基準を基本とします。 （平成30年10月1日より以下の①、②、③、④を加えます） ①生活援助中心型研修の修了者について生活援助サービス（身体介護サービスを除く）において、	予防給付の基準を基本とします。 （平成30年10月1日より以下の⑤を加えます） ⑤機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加。生活機

	訪問介護員として従事できるものとする。 ②サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者を任用要件から廃止します。※ただし、現に従事している者については、平成30年度末まで経過措置を設ける。 ③サービスの現場での利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る対応をサービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報提供することについて、サービス提供責任者の責務とする。 ④サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。	能上グループ活動加算、運動器機能向上加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、機能訓練の対象資格（※）を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6ヶ月以上勤務し、機能訓練指導員に従事した経験を有する者とする。 (※)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）に基づき個別サービス計画の作成</li> <li>運営規程等の説明・同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>秘密の保持等</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止、休止の届出と便宜の提供</li> </ul> ※従前の基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）に基づき個別サービス計画の作成</li> <li>運営規程等の説明・同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>秘密の保持等</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止、休止の届出と便宜の提供</li> </ul> ※従前の基準と同様

旧

■第6期紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画より■

①高齢化率等の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
推計総人口	65,846	65,397	64,906	64,376	63,826	63,243	59,965
推定高齢者	22,023	21,658	21,270	20,953	20,642	20,314	18,756
第1号被保険者	19,801	20,447	20,964	21,386	21,783	22,109	23,128
65～69歳	5,419	5,830	6,119	6,326	6,502	6,724	6,156
70～74歳	4,188	4,006	4,081	4,576	4,877	5,208	4,588
75～79歳	3,524	3,967	3,688	3,747	3,996	3,968	4,921
80～84歳	3,067	3,134	3,211	3,195	3,145	3,180	3,568
85～89歳	2,219	2,244	2,461	2,530	2,548	2,574	2,660
90歳以上	1,385	1,578	1,770	2,004	2,217	2,411	2,230
高齢化率	33.0%	31.9%	32.5%	33.2%	34.1%	35.0%	36.6%
後期高齢化率	15.5%	16.2%	17.1%	17.8%	18.7%	19.2%	24.0%

推定人口は減少傾向、高齢者は増加傾向にあります。10年後には、高齢化率が約34.9%になると推計されています。

②要支援・要介護認定者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
要支援 1	730	768	811	853	867
要支援 2	1,033	1,153	1,243	1,382	1,382
要介護 1	506	551	614	722	859
要介護 2	684	692	684	715	820
要介護 3	540	526	520	604	670
要介護 4	539	569	593	717	869
要介護 5	520	493	447	470	541
合計	4,570	4,707	4,900	5,555	6,232

要支援や要介護1認定者が増加傾向にあります。保険給付が増加し、それぞれで負担する保険料が増加しないよう、健康寿命を長く保ち、また、要介護認定を受けても重症化しないような介護予防施策が急務です。  
現在、高齢介護課では体操を活用した地域活動拠点の創設など、市民それぞれでセルフケアができるようなインフォーマルサービスの拡充をしています。介護保険サービス等の公共サービスにおいても介護予防を念頭に置いたサービスの整備が必要です。

■指定の基準■

①指定の基準等

指定の基準は、国が示すサービスの基準を準用します。

サービス種類名	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防通所介護相当サービス
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練
対象者とサービス提供にかかる紀の川市の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>認知機能低下により日常生活に支障がある症状や行動を伴う者</li> <li>退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要者 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すでにサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース</li> <li>「多様なサービス」の利用が困難なケース</li> <li>生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善や維持が見込まれるケース</li> </ul>
実施方法	※紀の川市としては、状態等を踏まえながら、訪問型（通所型）サービスA・Cの利用を促進していきます。	
サービス提供者	事業所指定	
サービス提供者	訪問介護員（訪問介護事業者）	通所介護事業者の従事者
基準	予防給付の基準を基本とします。	予防給付の基準を基本とします。

運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）に基づき個別サービス計画の作成</li> <li>運営規程等の説明・同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>秘密の保持等</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止、休止の届出と便宜の提供</li> </ul> ※従前の基準と同様	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防ケアマネジメントA（原則的なケアマネジメント）に基づき個別サービス計画の作成</li> <li>運営規程等の説明・同意</li> <li>提供拒否の禁止</li> <li>従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>秘密の保持等</li> <li>事故発生時の対応</li> <li>廃止、休止の届出と便宜の提供</li> </ul> ※従前の基準と同様
単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問型サービスⅠ 週1回程度（サービス月5回まで）11,680円/月（事業対象者・要支援1・2）</li> <li>訪問型サービスⅡ 週2回程度（サービス月10回まで）23,350円/月（要支援1・2）</li> <li>訪問型サービスⅢ 週3回まで37,040円/月（要支援2）</li> </ul> ※月額包償費用 ※利用回数については、利用者の状態像において決定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>通所型サービスⅠ 16,470円/月（事業対象者・要支援1）</li> <li>通所型サービスⅡ 33,770円/月（要支援2）</li> </ul> ※月額包償費用 ※利用回数については、利用者の状態像において決定する。
利用料（利用者負担）	単価×1割相当 ※一定以上の所得者は、2割または3割相当	

単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>■訪問型サービスⅠ 週1回程度のサービス(月5回まで) 11,680円/月(事業対象者・要支援1・2)</li> <li>■訪問型サービスⅡ 週2回程度のサービス(月10回まで) 23,350円/月(要支援1・2)</li> <li>■訪問型サービスⅢ 週3回まで 37,040円/月(要支援2)</li> </ul> ※月額包括算定	<ul style="list-style-type: none"> <li>■通所型サービスⅠ 16,470円/月(事業対象者・要支援1)</li> <li>■通所型サービスⅡ 33,770円/月(要支援2)</li> </ul> ※月額包括算定 ※利用回数については、利用者の状態像において決定する。
加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初回加算 200単位</li> <li>■特別地域加算 所定単位数に15%加算</li> <li>■生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月</li> <li>■生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月</li> <li>■中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数に10%加算</li> <li>■中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数に5%加算</li> <li>■介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■若年性認知症利用者受入加算 240単位/月</li> <li>■生活機能向上グループ活動加算 100単位/月</li> <li>■運動器機能向上体制加算 225単位/月</li> <li>■栄養改善体制加算 150単位/月</li> <li>■栄養スクリーニング加算 5単位/回</li> <li>■口腔機能向上体制加算 150単位/回</li> <li>■選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)・(Ⅱ) (Ⅰ)480単位/月・(Ⅱ)700単位/月</li> <li>■サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)イ 事業対象者、要支援1 72単位/月 要支援2 144単位/月 (Ⅰ)ロ 事業対象者、要支援1 48単位/月 要支援2 96単位/月 (Ⅱ) 事業対象者、要支援1 24単位/月 要支援2 48単位/月</li> <li>■事業所評価加算 120単位</li> <li>■生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月</li> </ul>

- 22 -

減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>■同一建物等居住者にサービスを提供する場合の減算 (①事業所と同一建物に居住する者(②を除く) 所定単位数×90%</li> <li>②上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) 所定単位数×90%</li> <li>■サービス提供責任者体制の減算 所定単位数×70%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業所と同一建物に居住する利用者の減算 事業対象者、要支援1 376単位減算 要支援2 752単位減算</li> <li>■職員の欠員による減算(看護職員・介護職員) 所定単位数×70%</li> <li>■定員超過による減算 所定単位数×70%</li> <li>■生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月</li> <li>■介護職員処遇改善加算 国の基準に基づいて、加算します。</li> </ul>
利用料(利用者負担)	単価×1割相当 ※一定以上の所得者は、2割または3割相当	

■総合事業の委託(緩和された基準によるサービス・短期集中予防サービス)■

☑総合事業の委託  
総合事業実施に当たって、訪問型(通所型)サービスA(緩和された基準によるサービス)・訪問型(通所型)サービスC(短期集中予防サービス)については、新たに紀の川市の事業委託を受ける必要があります。

☑委託契約の有効期間  
契約の有効期間については、1年とします。ただし、仕様書に基づき提出いただいた書類についての有効期間は、6年とします。有効期間内に変更等が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

☑基準緩和の考え方

	基準緩和の考え方(訪問型サービスA)	介護予防訪問介護相当の基準
従業員の資格	身体介護に従事しないため一定の研修を受講した雇用労働者でサービス提供が可能	身体介護に従事するため、有資格者でサービス提供
従業員の必要数	事業実施において必要数	常勤換算2.5人以上
サービス提供責任者(訪問事業責任者)の資格	①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者(平成30年10月1日以降) サービス提供責任者のうち、3年以上の経験を有する初任者研修課程修了者を任用要件から廃止します。※ただし、現に従事している者については、平成30年度末まで経過措置を設ける。	生活援助サービスに限り、生活援助中心型研修の修了者(平成30年10月1日以降)
サービス提供責任者(訪問事業責任者)数	事業実施において必要数	利用者:常勤換算=40:1

- 28 -

■総合事業の委託(緩和された基準によるサービス・短期集中予防サービス)■

☑総合事業の委託  
総合事業実施に当たって、訪問型(通所型)サービスA(緩和された基準によるサービス)・訪問型(通所型)サービスC(短期集中予防サービス)については、新たに紀の川市の事業委託を受ける必要があります。

☑委託契約の有効期間  
契約の有効期間については、1年とします。ただし、仕様書に基づき提出いただいた書類についての有効期間は、6年とします。有効期間内に変更等が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

☑基準緩和の考え方

	基準緩和の考え方(訪問型サービスA)	介護予防訪問介護相当の基準
従業員の資格	身体介護に従事しないため一定の研修を受講した雇用労働者でサービス提供が可能	身体介護に従事するため、有資格者でサービス提供
従業員の必要数	事業実施において必要数	常勤換算2.5人以上
サービス提供責任者(訪問事業責任者)の資格	①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者	①介護福祉士 ②実務研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者
サービス提供責任者(訪問事業責任者)数	事業実施において必要数	利用者:常勤換算=40:1
設備基準	現行の介護予防訪問介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	1名以上(非常勤や兼任も可とする)	原則として専従常勤1人

- 26 -

設備基準	従前の介護予防訪問介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	1名以上（非常勤や兼任も可とする）	原則として専従常勤1人

	基準緩和の考え方（通所型サービスA）	介護予防通所介護相当の基準
従業員の資格	従前の基準と同様 ※ただし、通所型サービスAは、身体介護や入浴介助の提供は想定されていません。	
従業員の必要数	従事者～15人専従1人以上 15人～利用者1人に0.1以上	介護職員～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2以上
設備基準	従前の介護予防通所介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	専従1名以上（非常勤も可とする）	原則として常勤・専従1人以上

※介護給付と一体的に委託事業を提供する場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とします。  
また、利用定員については、介護給付と総合事業併せて、指定された定員を超過しないようご留意ください。

緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活援助中心型のサービス（身体介護や入浴介助は含まない） 例：調理、掃除、洗濯やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行 等</li> <li>※上記例のような一般的な生活援助サービスを基本として、サービス提供を行ってください。 また、上記例以外でも、高齢者の状態像に合わせて多様な生活支援をすることで継続的な自立支援になるのであれば、サービスを提供可とすることもあるので、高齢介護課までご相談ください。</li> <li>■サービス提供時間/回 ・20分未満 ・20分以上45分未満 ・45分以上（1時間程度のサービスを想定）</li> <li>■サービスの支援内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは「利用者」にしてもらい、「できないことは」できるように共同で取り組むこと。</li> </ul>
対象者	要支援認定者及びサービス事業対象者
サービス提供の考え方	ADLは自立しているものの、IADLの一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース。
事業の実施方法	事業委託
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■管理者：常勤・専従1人以上<sup>※1</sup></li> <li>■訪問事業責任者<sup>※2</sup>：従事者のうち必要数</li> <li>■従事者<sup>※3</sup>：必要数 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者または一定の研修受講者<sup>※4</sup>、訪問介護において創設される生活援助中心型研修の修了者<sup>※5</sup>）</li> </ul> <p>※1は支援がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の業務に従事可能 ※2、③は、非常勤職員も可能 また、※2は、現行の予防給付の任用要件と同様 ※4は、市で実施予定。開催時期については確定次第委託事業者に連絡します。</p>

設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>※①は、平成30年10月1日より施行。</li> <li>■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>■必要な設備</li> </ul>
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個別サービス計画の作成</li> <li>■従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>■従事者または従事者であった者の秘密の管理</li> <li>■事故発生時の対応</li> <li>■脱走・休止の届出と便宜の提供</li> </ul> <p>※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様</p>
訪問事業責任者	委託訪問介護事業所の従事者
単価	<p>1,000円/回 ※20分未満のサービス</p> <p>1,500円/回 ※20分以上45分未満のサービス</p> <p>1,800円/回 ※45分以上のサービス</p>
単価設定の根拠	<p>指定介護予防訪問介護の介護報酬とする。 （算定単位は月額、1単位：10円） 従前の介護予防訪問介護サービス費から算定基礎単価を算定。 （要支援1の報酬から算定 月額定額報酬 1,168単位/月÷5回≒233単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■20分未満のサービス 150単位×0.67≒100単位 ※介護給付の単位数にならって算定（単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも100単位）</li> <li>■20分以上45分未満のサービス 186単位×0.81≒150単位 ※介護給付の単位数にならって算定（単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも150単位）</li> <li>■45分以上のサービス 233単位×0.8≒186単位 ※旧3級ヘルパー減算相当</li> </ul>

	基準緩和の考え方（通所型サービスA）	介護予防通所介護相当の基準
従業員の資格	現行の基準と同様 ※ただし、通所型サービスAは、身体介護や入浴介助の提供は想定されていません。	
従業員の必要数	従事者～15人専従1人以上 15人～利用者1人に0.1以上	介護職員～15人専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2以上
設備基準	現行の介護予防通所介護と同様	
運営基準	同上	
管理者	専従1名以上（非常勤も可とする）	原則として常勤・専従1人以上

※介護給付と一体的に委託事業を提供する場合、プログラム等を分けるなど、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、要支援者等については総合事業の基準による人員配置等を可能とします。  
また、利用定員については、介護給付と総合事業併せて、指定された定員を超過しないようご留意ください。

緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA）

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■生活援助中心型のサービス（身体介護や入浴介助は含まない） 例：調理、掃除、洗濯やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し、買い物代行 等</li> <li>※上記例のような一般的な生活援助サービスを基本として、サービス提供を行ってください。 また、上記例以外でも、高齢者の状態像に合わせて多様な生活支援をすることで継続的な自立支援になるのであれば、サービスを提供可とすることもあるので、高齢介護課までご相談ください。</li> <li>■サービス提供時間/回 ・20分未満 ・20分以上45分未満 ・45分以上（1時間程度のサービスを想定）</li> <li>■サービスの支援内容は、自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることは「利用者」にしてもらい、「できないことは」できるように共同で取り組むこと。</li> </ul>
対象者	要支援認定者及びサービス事業対象者
サービス提供の考え方	ADLは自立しているものの、IADLの一部に支援を必要とケアマネジメントで認められるケース。
事業の実施方法	事業委託
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■管理者：常勤・専従1人以上<sup>※1</sup></li> <li>■訪問事業責任者<sup>※2</sup>：従事者のうち必要数</li> <li>■従事者<sup>※3</sup>：必要数 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者または一定の研修受講者<sup>※4</sup>）</li> </ul> <p>※1は支援がない場合、他の職務、又は同一敷地内のほかの事業所等の業務に従事可能 ※2、③は、非常勤職員も可能 また、※2は、現行の予防給付の任用要件と同様 ※4は、市で実施予定。開催時期については確定次第委託事業者に連絡します。</p>

設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>■必要な設備</li> </ul>
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>■個別サービス計画の作成</li> <li>■従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>■従事者または従事者であった者の秘密の管理</li> <li>■事故発生時の対応</li> <li>■脱走・休止の届出と便宜の提供</li> </ul> <p>※ 下線は、法令上必ず遵守すべき事項は、現行の予防給付の基準と同様</p>
訪問事業責任者	委託訪問介護事業所の従事者
単価	<p>1,000円/回 ※20分未満のサービス</p> <p>1,500円/回 ※20分以上45分未満のサービス</p> <p>1,800円/回 ※45分以上のサービス</p>
単価設定の根拠	<p>指定介護予防訪問介護の介護報酬とする。 （算定単位は月額、1単位：10円） 現行の訪問介護サービス費から算定基礎単価を算定。 （要支援1の報酬から算定 月額定額報酬 1,168単位/月÷5回≒233単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■20分未満のサービス 150単位×0.67≒100単位 ※介護給付の単位数にならって算定（単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも100単位）</li> <li>■20分以上45分未満のサービス 186単位×0.81≒150単位 ※介護給付の単位数にならって算定（単サービス上限回数におけるⅠ・Ⅱ・Ⅲとも150単位）</li> <li>■45分以上のサービス 233単位×0.8≒186単位 ※旧3級ヘルパー減算相当</li> </ul>